

令和3年

松前町議会

第2回臨時会会議録

令和3年 3月22日 開会

令和3年 3月22日 閉会

松前町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

# 目 次

○提出案件及び議決結果一覧表 .....	1 頁
----------------------	-----

令和 3 年 3 月 2 2 日(月曜日) 第 1 号

○議事日程 .....	2 頁
○会議に付した事件 .....	2 頁
○出席議員 .....	2 頁
○欠席議員 .....	2 頁
○出席説明員 .....	2 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員 .....	3 頁
○議長あいさつ .....	4 頁
○開会宣告・開議宣告 .....	4 頁
○諸般の報告・議事日程 .....	4 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名 .....	4 頁
○日程第 2 議会運営委員会報告 .....	4 頁
○日程第 3 会期の決定 .....	4 頁
○日程第 4 議案第 2 4 号 松前町肉牛改良センター設置条例の一部を改正する 条例制定について(提案説明・質疑・討論・採決) ----	5 頁
○日程第 5 議案第 2 2 号 令和 2 年度松前町一般会計補正予算 (第 1 1 回)(提 案説明・質疑・討論・採決) .....	9 頁
○日程第 6 議案第 2 3 号 令和 3 年度松前町一般会計補正予算 (第 2 回)(提案 説明・質疑・討論・採決) .....	1 2 頁
○閉会宣告 .....	2 0 頁

## 提出案件及び議決結果一覧表

### 1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
22	令和2年度松前町一般会計補正予算(第11回)	3. 3. 22	原案可決
23	令和3年度松前町一般会計補正予算(第2回)	同 上	同 上
24	松前町肉牛改良センター設置条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上

令和3年 3月22日（月曜日）第1号

令和3年  
松前町議会第2回臨時会  
令和3年 3月22日(月曜日) 第1号

---

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議会運営委員会報告  
日程第3 会期の決定  
日程第4 議案第24号 松前町肉牛改良センター設置条例の一部を改正する条例制定について  
日程第5 議案第22号 令和2年度松前町一般会計補正予算(第11回)  
日程第6 議案第23号 令和3年度松前町一般会計補正予算(第2回)
- 

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議会運営委員会報告  
日程第3 会期の決定  
日程第4 議案第24号 松前町肉牛改良センター設置条例の一部を改正する条例制定について  
日程第5 議案第22号 令和2年度松前町一般会計補正予算(第11回)  
日程第6 議案第23号 令和3年度松前町一般会計補正予算(第2回)
- 

◎出席議員(12名)

議長	12番	伊藤幸司君	副議長	11番	堺繁光君
	1番	疋田清美君		2番	飯田幸仁君
	3番	沼山雄平君		4番	宮本理恵子君
	5番	福原英夫君		6番	近江武君
	7番	工藤松子君		8番	西川敏郎君
	9番	梶谷康介君		10番	斉藤勝君

---

◎欠席議員(0名)

---

◎出席説明員

町長	石山英雄君	副町長	若佐智弘君
総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長		政策財政課長兼会計管理者兼出納室長	
	尾坂一範君		佐藤隆信君
税務課長	三浦忠男君	福祉課長	岩城広紀君
健康推進課長	松谷映彦君	農林畜産課長	福井純一君
農林畜産課参事兼肉牛改良センター所長		商工観光課長	田中建一君
	三谷幸一君	建設課長	横山義和君
教育長	宮島武司君	監査委員	藤崎秀人君
監査室長	鍋島孝明君		

---

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 鍋島孝明君

議会事務局書記 三上大輔君

議会事務局次長 佐藤 巧君

---

◎議長あいさつ

---

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、令和3年松前町議会第2回臨時会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

---

◎開会宣告・開議宣告

---

○議長(伊藤幸司君) ただ今から令和3年松前町議会第2回臨時会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

---

◎諸般の報告・議事日程

---

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番西川敏郎君、9番梶谷康介君、以上2名を指名致します。

---

◎議会運営委員会報告

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、沼山雄平君。

○議会運営委員会委員長(沼山雄平君) 先程開催された議会運営委員会において、本臨時会の会期は本日1日限りと致しまして、議事日程につきましては、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

---

◎会期の決定

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。



---

◎議案第24号 松前町肉牛改良センター設置条例の一部を改正する条例  
制定について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、議案第24号、松前町肉牛改良センター設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。農林畜産課長。

○農林畜産課長(福井純一君) おはようございます。

それでは、ただ今議題となりました議案第24号、松前町肉牛改良センター設置条例の一部を改正する条例制定について、その内容を説明申し上げます。

それでは、末尾に添付しております説明資料の新旧対照表5ページをお開き願います。下段の説明欄です。肉牛改良センターに賃貸型牛舎、堆肥舎及び住宅を新たに設置するため、条例を改正しようとするものであります。

また、松前町特定滞納者等に対する行政サービス等の制限措置に関する条例で定める行政サービス等の制限措置に、松前町肉牛改良センターのうち、賃貸型牛舎、堆肥舎及び住宅の貸付を加えるため、あわせて条例の改正をしようとするものであります。

1ページにお戻り願います。改正案の内容です。第2条は、名称、区分及び位置です。第2条の表に改正案のとおり賃貸型牛舎3棟、堆肥舎1棟及び住宅1棟を追加するものです。

次に、第4条は事業です。第5号から第7号に、賃貸型牛舎、堆肥舎及び住宅の貸付に関する事業をそれぞれ追加するものです。

次に、第6条は賃貸型牛舎等を使用できるものです。2ページをお開き願います。第1号の賃貸型牛舎は、松前町に住所を有し、新規就農するもののうち、肉牛生産を行う者。第2号の堆肥舎は、賃貸型牛舎を使用する者。第3号の住宅は、肉牛改良センターで研修を者及び賃貸型牛舎を使用する者が、それぞれ施設を使用できるものとしております。

次に、7条は使用の許可です。賃貸型牛舎等を使用するための許可手続き等について定めるものです。

次に、第8条は使用の承継です。これは、賃貸型牛舎等を使用している者が死亡又は身体の故障等により事業の継続ができなくなった時、親族による事業の承継について定めるものであります。

次に、第9条は使用の不許可です。建物、もしくは附属施設等をき損又は滅失の恐れがある場合等、不適切な使用が見込まれる時は、使用の許可をしないものとするものです。

次に、第10条は使用料です。3ページです。賃貸型牛舎については、月額5万円とし、堆肥舎については、牛のふん尿を処理する施設で、賃貸型牛舎を使用する農家が共同で使用するための施設のため、賃貸型牛舎の使用料に含むものとしております。また、住宅については、月額1万5千円とするものです。

次に、第11条は使用料の督促について定めるものです。

次に、第12条は使用料の減免です。町長は、必要と認める時は使用料を減免することができるものです。なお、使用料の減免基準等については、資料7ページ、参考資料として添付しております規則の第10条をご参照願います。

次に、第13条は使用許可の取り消しです。これは、施設の使用について、不適切な使用がされる場合、町長は使用の許可を取り消すことができることなどを定めるものです。

4 ページです。第 14 条は使用の義務及び賠償です。これは、施設を使用しなくなった時には現状に回復し、町長に返還しなければならないこと。また、施設をき損した場合の損害賠償について定めるものです。

次に、附則です。第 1 項は、施行期日です。この条例は、規則で定める日から施行しようとするものであります。これは、施設の整備が完了した時に、規則により施行日を定めるものでございます。

次に、第 2 項は、松前町特定滞納者等に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部改正で、この条例の別表、町有財産の使用許可及び貸付等の項に、松前町肉牛改良センターのうち、賃貸型牛舎、堆肥舎及び住宅の貸付を加えるものです。

次の 5 ページの新旧対照表、改正案の下線部のとおり追加しようとするものであります。なお、参考資料として 6 ページから 8 ページに松前町肉牛改良センター設置条例施行規則の一部改正にかかる新旧対照表を添付しておりますので、ご参照を願います。

以上が、議案第 24 号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番福原君。

○5 番(福原英夫君) 補正予算の方で質問したらいいのか、条例で質問した方がいいのか、ずっと悩んでたんですけど、これでいきますと、この条例でいきますと、賃貸の方の利用する人は、の人数って言うのは限られてるっていうことでもいいんでしょうか。それと人数はどれくらいを想定してるんでしょうか。そこのところがちょっと、もっと大きいかなあと思ったもんですからね。受け入れが。そのところをちょっと答弁してください。

○議長(伊藤幸司君) 農林畜産課長。

○農林畜産課長(福井純一君) 賃貸型牛舎の利用者の人数ということになります。賃貸型牛舎、1 棟あたり 1 戸の就農という形になりますので、ただ今肉牛改良センターで研修しております研修生、それぞれ 1 人ずつ賃貸型牛舎の方に入って経営を始めるということになっております。

○議長(伊藤幸司君) 5 番福原君。

○5 番(福原英夫君) そうすると、そういう賃貸でやりたいっていう人が増えた場合には、何か増やすだとか、現状抑えるだとか、個人でやってくれとか、そういう指導もこの中に入ってくるんでしょうか。どういうふうに捉えていいのか、ちょっとつかみきれなかったんで、ちょっと答弁してください。

○議長(伊藤幸司君) 農林畜産課長。

○農林畜産課長(福井純一君) 令和 3 年度では、今回提案させていただきました 3 棟を整備する予定で、当初から全体で 6 棟建設を計画しております。この 2 年から 3 年後には残りの 3 棟を建設して、まずは、その方々が安定した経営ができるよう支援してまいりたいと。今のところ、6 棟 6 人分という形になります。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 5 番福原君。

○5 番(福原英夫君) そうすると、現状から 6 棟を将来的には整備したいと。そうすると 1 棟に 1 人ずつ、今回は 2 人から、これであればどういうふうに捉えたらいいんだろうか、繁殖だとか育成だとか、そんなこと考えると 3 人から 4 人ぐらいでしょうか、現状の 1 棟目では。何人賃貸で使えるのかなど。そこのところ、具体的に伝えて答弁してください。

○議長(伊藤幸司君) 農林畜産課長。

○農林畜産課長(福井純一君) あくまでも、施設1棟あたり1人という形になっています。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 他にありませんか。

7番。

○7番(工藤松子君) 12条の部分ですけども、使用料の減免の部分、町長が必要と認める場合、使用料を減免することができるっちゅうことで、何か漠然としてるなど思ったんですが、資料の7ページの方に新規就農後36ヶ月の間、3分の1減額ってということが書かれています。3年間で本当に軌道に乗せれるのかなっつう、変な心配をしております。きちんとこれは大丈夫っちゅうとこまで、何年とか何ヶ月っちゅう細かく切るんじゃないかと、いろんな牛肉の動きとか、何か世界の情勢とか、何かありますんで、3年で大丈夫っちゅう太鼓判は押せないんじゃないかって。まあ、上手く行くかもしれないし、またおっきく情勢変わるかもしれないし、だから、ずっと見守って、もうちょっと長く、軌道に乗るまでっちゅう言葉とか、そういうふうにしてはどうかなって、こっちは考えておりました。

○議長(伊藤幸司君) 農林畜産課長。

○農林畜産課長(福井純一君) 減免の新規就農後36ヶ月の間ということで、その期間が短いのではないかなというところのお話です。ただ今、新規就農して、こちらの方で試算では、おおむね3年程度経った時には、出荷する牛もそれなりに増えて安定してくるのではないかなということで、3年を今のところ考えているところです。これが、あまりにも長期にわたると、大分能力的に払えるっていう時期的にも、ずっとおさえた金額というふうになってしまうので、今のところ3年間で考えているところでございます。

○議長(伊藤幸司君) 7番。

○7番(工藤松子君) その3年っちゅう、36ヶ月っちゅうところに、こっちは疑問を感じてるんで。あまりにも長期ってというのは、10年、20年って感じに私は捉えるんですが、そんな10年、20年でなくて、もう少し刻みを大きくしてはどうかってことで、心配しております。

○議長(伊藤幸司君) 農林畜産課参事。

○農林畜産課参事(三谷幸一君) 皆さん、おはようございます。

今、工藤議員がおっしゃったこと、大変新規就農者の方にありがたいご意見だと、伺っておきます。肉牛というのは、大体10ヶ月前には、今の松前町の就農形態からいくと、10ヶ月前に皆さん市場に出荷されております。当センターにおいても、昨年導入した親牛から、もう既に今朝、実は1頭産まれまして12頭になりました。もう既に12頭、12月から産まれております。それが、8ヶ月後、9ヶ月後、10ヶ月以内に出てくわけですから、通常に運営されてれば、2年ほどで実は収入が出てくるという計算になります。

これが酪農であれば、北海道農業公社でやってる新規就農者の借り入れとかあります。それについては5年後に償還が始まります、乳牛でいくと5年間です。乳牛は、産まれてから乳をしぼってってすごく時間がかかりますけども、肉牛は回転が速いので、大体おおむね3年で経営が安定するものと思って想定しております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) よろしいですか。

他に。

9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) この条例制定する時にも確認した記憶があるんですけどもね、この第12条のね、減免条項なんですよ。結局、町長が必要と認める時っていうことは、俗に

言う町長の裁量権ですよね。ですから、その裁量権がね、この広ければ広いほど町長の責任は大きくなるし、判断するケースも複雑になってくるんでね、できることならば、私はできてると思うんだけど、前にこの関連で質問したと思うんですけどね、やっぱり基準ってのあるでしょう、減免する基準っての、これとこれとこれ、これは規則で定めているよね、確かね。

ですから、そういうものが今回のように、いよいよ本格的にスタートしますよね。対象となる牛舎も住宅も限られた数ですから、もしそれをオーバー、これはね、仮定の話ですけどね、オーバーした場合には当然その町長の判断ってのは、最終的な決め手になるんでね。これは、減免とは関係ないかもしれませんが、そういうものがこれからいろいろ出てきた時に、きちっと定められたもの、例えばね、減免の場合はこれとこれとこれと条項を決めていて、それから外れるものがあるということがあればね、くどい話になるけども、町長の判断、いろいろ苦しい場面が出てくるんでないかなと思いますんでね、その辺、今回こういう住宅の数だとか、牛舎の数が決まったから特別見直してみたいなものはしてませんか。いわゆる減免条項のね、整理してるかってこと確認してんです。

○議長(伊藤幸司君) 農林畜産課長。

○農林畜産課長(福井純一君) 使用料の減免についてでございます。条例の方では、町長が認める場合ということで、その内容については、先ほど議員おっしゃるとおり規則の方で定めてという形となっております。

その内容については、施設の量というより、実際そこを運営している方が、この規則の10条で定める状況、先ほどの最初、スタートの収入が不安定な36ヶ月間だとかいうことその他、災害だとかいうことで、建物だとか、賃貸型牛舎そのものに被害っていうか。使えない状態になるとかいうことの経済的に影響のある場合、その場合にはこのような形で、施設の種類によって全額免除だとか、2分の1の減免だとかいうことで整理していきたいなというふうに考えております。あくまで1棟ごとの判断って形なので、この後、3棟のものが4棟になった時にどうするかっていうことではなくて、また、これ以外の現象で同等な不都合な場合がおきて、経営が難しくなるとか、そういう場合の減免も5号の方で、前4号までの状態と同じような場合は、同じように減免できますよということで整理させていただいております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 私の聞き方がまずかったようですね。あのね、順序良く聞けば良かったんだけどね、第7条のね、使用の許可、使用の許可のところでも2項の後段の条文の中に、その費用について、条件を付すことができる、この条件ってのはどういうことが考えられるんですか。お尋ね致します。

○議長(伊藤幸司君) 農林畜産課長。

○農林畜産課長(福井純一君) 使用の仕方、その施設ごとに使用の仕方っていうことを想定しております。あえて言えば、丁寧に使ってほしいだとか、内容ですね、そういうことだとかは想定して載せております。細かい内容については別に定めることとしまして、使い方の内容っていうことで考えております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 今のね、7条にしても12条にしても、町長が認めるっていうその条項ってのは、こだわらなわけじゃないですけどもね、その町長の裁量権の中でやる範囲がどんどんどんどん大きくなるっていうのは、大変公平だとか、公正だとか、そういう面で心配な面が出てくるんですよ。ですから、できればきちっとしたものが定められて

いるとね、いちいち町長が頭悩ませないで、この条文に相当するから使用は駄目ですよとか。あるいは減免できますとかっていう形は、私は整理して、できるだけきちっと整理しておくべきだと思いますので、その辺を確認したいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 農林畜産課長。

○農林畜産課長(福井純一君) ただ今おっしゃられるとおり、状況の想定をしながらこの場合にはどうしようかということの整理は、あらかじめしておきたいなというふうに思います。実際に使用するにあたって、初めてわかる内容も出てくるかと思えます。その時には、その都度その内容について整理して、皆さん同じような環境で使えるようにしてまりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長(伊藤幸司君) 他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第24号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第22号 令和2年度松前町一般会計補正予算(第11回)

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、議案第22号、令和2年度松前町一般会計補正予算(第11回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤隆信君) おはようございます。

ただ今議案となりました議案第22号、令和2年度松前町一般会計補正予算(第11回)は、国の地方創生拠点整備交付金の内示を受けた肉牛改良センター賃貸型牛舎棟建設事業の追加と、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業の終了に伴う事業費の減額等に対応する予算を補正するものです。

それでは、議案に基づき説明させていただきます。

令和2年度松前町の一般会計補正予算(第11回)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7千560万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億6千161万円とするものでございます。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、繰越明許費の補正です。既定の繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」によるものでございます。

第3条、地方債の補正です。既定の地方債の補正は、「第3表地方債補正」によるものでございます。

それでは、歳入歳出の詳細を事項別明細により説明させていただきます。まずは歳出からです。12ページをご覧ください。

3. 歳出です。2款1項5目18節新型コロナウイルス感染症緊急経済対策経営支援金で、1千770万円の減額計上です。これは、令和2年4月30日の令和2年第2回臨時会の補正予算(第2回)で可決いただいた経営支援金の予算、3千100万円を去る2月5日の令和3年第1回臨時会、補正予算(第9回)において、申請件数が少なかったことから、通常分を70件の2千万円に、そして新たに飲食店支援分を19件570万円の、合計2千570万円に減額する補正を可決いただいておりますが、申請期限の終了により、実績で通常分が9件の260万円、飲食店支援分が18件の540万円の合計で800万円となり、結果、1千770万円が不用額となったことからの減額です。

13ページです。6款1項3目畜産業費で、3億9千608万9千円の追加計上です。12節及び14節は、令和元年12月に整備された肉牛改良センター内に建設する賃貸型牛舎3棟、堆肥舎1棟、研修生棟賃貸住宅1棟2戸と外構の建設工事と、その工事管理業務委託にかかる経費で、町内外の畜産業を目指す者に対し、肉牛改良センターでの研修終了後に新規就農する施設としての建設です。17節の農業用作業機購入費は、主に賃貸型牛舎で使用する牛のふんを堆肥舎まで運搬及び処理するためのホイールローダー、いわゆるタイヤショベルの購入費です。また、当該事業が3月12日に国の地方創生拠点整備交付金対象事業の内示を受け、2分の1の補助金と残額は補正予算債の対象となり、繰越明許事業として、令和3年度に繰り越して実施する予定です。なお、参考資料として、16ページから17ページに肉牛改良センター賃貸型牛舎棟建設事業の概要を、18ページには農業用作業機購入事業の概要を添付しておりますので、ご参照願います。

14ページです。7款1項1目18節新型コロナウイルス感染症緊急経済対策宿泊施設事業継続支援金で、200万円の減額計上です。これは、令和2年7月9日の第4回臨時会の補正予算(第5回)により420万円、更に去る2月5日の第1回臨時会の補正予算(第9回)により、追加で530万円を可決いただき、合計950万円の予算となったところですが、1軒の宿泊施設が今月末に廃業する意向であり、事業継続をしないことからの減額であります。次に、2目18節新型コロナウイルス感染症緊急経済対策復興観光PR事業負担金で、78万4千円の減額計上です。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んだ観光需要の回復を目的に、東京の新宿駅側にある居酒屋新宿美禄亭を松前観光物産協力店と認定した認定式及びイベントを、令和2年11月21日に開催する予定でしたが、東京都における感染者が急増し、その影響を考慮した結果、取り止めとしたため、不用となった出席者旅費やイベント経費等の減額であります。

以上が歳出です。次に歳入です。8ページをご覧ください。

2. 歳入です。9款1項1目1節地方交付税で、2千51万5千円の減額計上です。これは、歳出額に対しての財源調整による減額分です。

9ページです。13款2項6目1節地方創生拠点整備交付金、肉牛改良センター賃貸型牛舎等整備分で、1億9千722万1千円の追加計上です。これは、歳出で計上しております肉牛改良センター賃貸型牛舎等建設事業に対する国庫補助金の計上です。

10ページです。16款1項1目1節一般寄附金で、499万9千円の追加計上です。これは、3月1日に町外の方から500万円の一般寄附を受けたことによる計上です。

11ページです。20款1項4目1節肉牛改良センター賃貸型牛舎等建設事業債で、1億9千390万円の追加計上です。これは、歳出で計上しております肉牛改良センター賃貸型牛舎等建設事業に対する町債の形状です。

以上が歳入です。2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正で、歳入です。歳入合計が、補正前の額63億8千600万5千円に、補正額3億7千560万5千円を追加し、補正後の額を67億6千161万円にするものでございます。

3ページです。歳出です。歳出合計につきましても歳入同様、補正前の額に補正額3億7千560万5千円を追加し、補正後の額を67億6千161万円にするものでございます。

4ページです。第2表繰越明許費補正です。追加の分として、記載のとおり追加するものでございます。

5ページです。第3表地方債補正です。追加の分として、記載のとおり追加するものでございます。

以上で議案第22号、令和2年度松前町一般会計補正予算(第11回)の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

5番福原君。

○5番(福原英夫君) 質問の仕方、ずっと悩んでました。それで、ちょっとだけ聞かしてください。完成、この工事の完成はいつぐらいになるのかなあと。書いてると思うんですけど、大体ずれたりするもんですから、ちょっと教えてください。

それと、研修生が、この賃貸の方に入っていくと思うんですけども、研修生の研修期間っていうのは、そうすると2年でしょうか、3年でしょうか。

ごめんね、ページ13ページ、農林水産業費、それで工事請負費の関係で質問させていただきます。それで、研修生っていうのは2年3年で終わって、今の賃貸の方に入っていくのか。

それともう一つ、これの、先ほどの条例で悩んでたの、サポート体制。これは、ずっと賃貸に入っていってても続いていると、それで生活費の面。先ほど参事、2年ぐらいで大体収益が落ち着いてくるんではないかと言ったもんですからね、ああ、それでいいのかなあと思ったりして。ちょっとそこのサポートの研修生の終わった後の支援体制っていうのは、条例からいくとあっちで質問した方が良かったのかどうか悩んでたんです。そんなことで答弁してください。

○議長(伊藤幸司君) 農林畜産課長。

○農林畜産課長(福井純一君) ただ今の質問について、お答えします。まず完成時期となっております。完成時期については、建物を建設しまして、最後外構工事、完了するまでですね、大体11月下旬頃を見込んでおります。

次に、研修期間でございます。肉牛改良センターでの研修期間については、それぞれ経験だとかを踏まえて、2年から3年という期間で研修を行うということで進めております。

○議長(伊藤幸司君) 次に、農林畜産課参事。

○農林畜産課参事(三谷幸一君) 3点目のサポート体制のあり方についてですが、当然2年3年研修後、賃貸型牛舎に行って就農始めるわけですが、不安な面も当然皆さん抱えながらの就農になると思います。それは、センターを中心としたサポート体制はしっかり構築していく必要があると思いますし、すぐ隣にセンターっていう施設がございますので、何かあったら、牛の技術的なものについてはすぐサポートできる体制はつくってまいりたいと思っております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) そのこのところを十分に配慮してほしいなと思ってました。

それと、1棟に1人ずつですから、今回3人ですよね、受け入れて、そして就業できる人の枠ってというのは。そうすると、これから6棟ですから、3かける5にしたらいいなかな、そうすると15人というふうに計算していったらいいんだろうか、将来的に。さっき6棟って言ったよね、その意味がちょっとわかんないの。1棟、2棟っていうことでいいんですか、将来は、違う、将来6。

今の訂正します。それで、最後に広報活動の充実が一番大事かなと思ってたものですからね、今後この展開していくうえに、広報活動考えているかなあと思ったの。なぜかって言うと、町長がこれだけ大きい予算を投資して、町民の肉牛に関わる人達を、また外部からも呼ぼうとしてるんでね、広報、広聴が一番充実してほしいなあと思ったものですから、最後に質問です。

○議長(伊藤幸司君) 農林畜産課長。

○農林畜産課長(福井純一君) ただ今の質問、広報活動ということでよろしかったでしょうか。広報活動については、令和3年度から発足します松前町農業担い手育成センター、そちらの方で通じまして、農業公社の方の担い手センター等と連携しまして、全道、または全国の方に発信して、担い手の募集をしてまいろうというふうに考えております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 他にありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第22号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第23号 令和3年度松前町一般会計補正予算(第2回)

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第6、議案第23号、令和3年度松前町一般会計補正予算(第2回)についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤隆信君) ただ今議案となりました議案第23号、令和3年度松前町一般会計補正予算(第2回)は、令和2年度国の補正予算第3号で本省繰越により、令和3年度予算で執行されることとなった新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業のうち、対応の急がれるもの及び新型コロナウイルスワクチン接種にかかるシステムの改修に対応する予算を補正するものでございます。

それでは、議案に基づき説明させていただきます。

令和3年度松前町の一般会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千



925万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億9千729万9千円とするものでございます。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、歳入歳出の詳細を事項別明細により説明させていただきます。まずは歳出からです。8ページをご覧ください。

3. 歳出です。2款1項1目一般管理費で、136万5千円の追加計上です。12節行政情報システム改修業務委託料で、69万9千円の計上です。これは、新型コロナウイルスワクチンの町内接種者の記録を国のシステムにデータ連携する改修で、システム改修に係る国からの仕様が遅れるなど、一度は手入力による処理も考えましたが、正式に国から仕様が示され、改修することとなったものです。財源につきましては、まだ不明確なため、一般財源で対応するものです。続いて、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策行政情報システム改修業務委託料で、60万5千円の計上です。これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業として、選挙システムの改修を行うもので、期日前投票での三密対策を図るとともに、選挙事務の一部をシステム化し、事務の軽減を図るための経費の計上です。なお、参考資料として、14ページから15ページに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の各事業への充当状況を添付しておりますので、ご参照をお願い致します。また、地方創生臨時交付金にかかる本補正は、交付限度額の約20%分しか計上してございません。残りの約80%分は、早いうちの補正予算を予定し、町民還元を主体に提案をしていきたいと考えてございます。

それでは、また8ページにお戻り願います。次に、13節行政情報システム委託料で、6万1千円の計上です。これは、先ほど説明した選挙システムを改修することにより発生するシステム利用料の計上です。次に、5目地域振興費で、1千416万7千円の追加計上です。11節新型コロナウイルス感染症緊急経済対策地域公共交通確保対策広告料で、42万3千円の計上です。これは、昨年8月から今年の2月まで、大漁くんバスなどに新型コロナウイルス感染症予防対策の天井吊り広告を掲出しておりましたが、4月から引き続き広告を掲出し、感染予防対策の周知を図ろうとするものです。予算額は、1年分のバス8台分の経費の計上です。次に、18節新型コロナウイルス感染症緊急経済対策松前物産協会補助金で、1千374万4千円の計上です。これは、令和2年度も実施し、好評だったこともあり、今回は町外向けの限定物産販売と、町民向けにはお盆と年末に格安で物産販売を実施するほか、北海道日本ハムファイターズの市町村応援大使2021特産品付チケット販売事業へも参加しながら、町内外の皆さんへ松前物産のPRと、消費喚起を図るための補助金の計上です。なお、参考資料として、16ページから17ページに松前物産協会補助金の概要を添付しておりますので、ご参照をお願い致します。

9ページです。4項3目11節通信運搬費で、11万8千円の追加計上です。これは、先ほど説明した選挙システムの改修に伴い、入場券が1人1枚ずつとなることから、郵送料が増加するための経費の計上です。

10ページです。3款2項1目児童福祉総務費で、103万9千円の追加計上です。10節から18節までの新型コロナウイルス感染症緊急経済対策保育環境改善対策事業で、103万9千円の計上です。これは、令和2年度国の補正予算第3号により措置された保育対策総合支援事業が本省繰越により、令和3年度に繰り越され、保育所等の感染防止対策を実施する経費の1保育所につき50万円を基本額として、その2分の1が補助され、その残額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額として取り

扱うことができるとされ、10節消耗品費では、マスク等の予防物品を17節備品購入費では、清部保育所に本やおもちゃなどを45秒で殺菌可能な紫外線殺菌庫、更に18節では松前認定こども園に、同紫外線殺菌庫などを購入するための補助金の計上です。

11ページです。7款1項1目商工振興費で、1千256万6千円の追加計上です。11節から18節は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業の計上で、18節松前町ウイズ・コロナ感染防止対策協議会補助金261万円は、去る3月15日に松前商工会をはじめ、各種団体により感染防止対策と、経済活動の両立を果たすことを目的に、松前町ウイズ・コロナ感染防止対策協議会が発足し、会員事業者が店舗等の安心安全対策を施し、町民等に対し、安全で安心して利用できる店舗等を一目でわかるように一定の対策を図る及び既に図った事業者へ、ステッカーとのぼりを配布し、更にはその対策を拡大するための啓発チラシを作成する経費のための補助金の計上です。続いて、新型コロナウイルス感染症感染防止対策支援金で990万円と、12節通信運搬費で5万6千円の、合計995万6千円の計上です。これは、本年開催が予定されている松前さくらまつりと、町内での感染拡大防止対策を各事業者へ広めるため、松前町ウイズ・コロナ感染防止対策協議会と連携し、協議会に加盟する会員事業者に対し、1店舗一律3万円を感染拡大防止対策として支援金を交付するための経費の計上です。なお、参考資料として、18ページに新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業の概要を添付しておりますので、ご参照願います。

12ページです。13款1項1目職員給与費は、財源の更正です。

以上が歳出です。次に歳入です。6ページをご覧願います。

2. 歳入です。10款1項1目1節地方交付税で、329万8千円の追加計上です。これは、歳出額に対しての財源調整による計上分です。

7ページです。14款2項1目1節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、2千545万7千円の追加計上です。これは、歳出で計上しております新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業に対する国庫補助金の計上です。なお、交付限度額は、1億2千825万8千円であり、差額の1億280万1千円に対応する分は、早いうちの補正予算で提案する予定でございます。次に、2目2節保育対策総合支援事業費補助金で、50万円の追加計上です。これは、歳出で計上しております保育環境改善対策事業に対する国庫補助金の計上です。

以上が歳入です。2ページをご覧願います。

第1表歳入歳出予算補正で、歳入です。歳入合計が、補正前の額49億6千804万4千円に、補正額2千925万5千円を追加し、補正後の額を49億9千729万9千円にするものでございます。

3ページです。歳出です。歳出合計につきましても歳入同様、補正前の額に補正額2千925万5千円を追加し、補正後の額を49億9千729万9千円にするものでございます。

以上で議案第23号、令和3年度松前町一般会計補正予算(第2回)の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 資料の18ページからお尋ね致します。これ、国の予算がらみですから、こういう流れになるのもやむを得ないのかなと思ってますけども、まず第一に、この略称コロナ協議会ですか、この協議会ができたのは15日ですよ、資料見ると、本年

3月15日に。そして今日のこの議案、流れ考えるとね、おおよそ330件の方々に、こういう中身ってのは、どの程度理解されて協力を得られるとおさえておりますか。

それから、それが1点とね、構成団体、ずら一っところ並べてますけども、松前町も入っております。これ、どういう立場なんですか。それから、その他会員ってのはどういう人が対象になりますか。まず、この2点ですね。

それから、さくらまつりのね、その前に、事業の中身はほとんどコロナ感染症対策で終わっているんですが、予算の関係からいけば、当然そうなるのかなど。ただ、問題はこのさくらまつりの関係なんですね。結局、厳しい状態の中でコロナの終息がなかなか見込めない、その中でどうやって生きていくか。いわゆるウイズ・コロナっていう表現してますけれども、そういう絡みで、おそらくこの松前さくらまつりも去年は中止になりました。今年も中止になったらどうなるんだろうっていう心配は、当然しますよね。結果的にどういう経緯を経て実施になったのか、その辺の説明をいただきたいと思います。

それから、そのからみで、一番問題って言うか、考えなければいけない点は、この広場でやる、いわゆる売店ってんですか、イベントっていうんですかね、売店に出店される方々に対する考え方なんです。この予算見る限りでは、そういう方々への支援なり、補助なりっていうのは、一向に感じられない。ですから、その辺はどのように考えて、この事業以外に何か考えているのか。その辺のご説明をいただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) まず1点目になります。コロナ協議会、こちらは3月15日に発足してございます。松前商工会をはじめ、各団体で構成し、これから対象となる330件の方については、構成団体を通じながら周知をして行こうという考え方でございます。

2点目の松前町も構成団体に入っている、こちらの件につきましては、今回対象となる330件につきましては、基本は事業者支援金の対象者ということで、昨年実施しました対象者が330件おります。この中には各構成団体に加盟していない方がおりますので、こちらの方をフォローするために、我々町が構成員の一員になってるということであります。

それと、その他会員とはっていう話でありました。その他会員につきましては、ウイズ・コロナにつきましては、さくらまつりだけではなくて、これからの観光イベントも含めての対策ということになります。そういった意味では、ウインターフェスティバルであったり、マグロまつりであったり、そういったイベント主催団体も今後は会員に入れ込みながら、感染防止対策の徹底を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

それと、さくらまつりの開催の経緯であります。コロナ禍の中で、皆さんかなり悩んでの話になります。2月5日に関係者との意見交換会を実施してございます。こちらには16団体35名の方が出席致しまして、今年のさくらまつりどうするかといった議論をさせていただきました。その中で出た意見につきましては、事業者の集まりですので、ほとんどの事業者の方は2年連続の中止となれば、事業継続そのものが大変になると。何とか規模を縮小してでも開催してほしいという意向を一旦受けました。

それから、3月15日までの間、各団体、町内会連合会、または松前公園内の寺院、こういったところに足を運びまして、実際の意見交換をしてきました。いずれも感染防止対策を講じたうえでの開催であれば致し方ないねということで、今回の開催に至ったというのが経緯であります。

また、売店に出店する人に対する考え方という質問がございました。3月15日で決定

しましたので、これから改めて出展者会議なんかを開きながら感染防止対策の徹底、ガイドラインもこちらで示したうでの対策ということになります。

支援につきましては、今回支援金の中には、事業者の他に第73回松前さくらまつりに出店する事業者、こちらは売店、臨時駐車場の方、また寺院の方、こちらも対象にして、今回は安全にさくらまつりを開催しようというふうに考えてございますので、よろしくお願ひ致します。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 1点目のこれから会員の人方への周知徹底って、これからの話なんですね。わかりました。

それから、松前町の立場もわかりました。問題はね、このさくらまつりの開催なんですよ。こういう状況だから、当然開催にあたっては、賛成、反対はありますよね。特に町民の人方の不安は、このまつりをやることによって、今まで何とかコロナ防止してきたものが、このまつりによって危機を感ずるって人方が非常に多い。そういう人方に対する安心安全、理解と協力ってのはどんな形で得ようとしておりますか。

それから、おそらく売店組合、出展者ですか、そういう人方の考え方なんですけれども、私、何人か考え方を聞かせてもらいました。そしたら、役場の方で、松前の観光が去年も中止、さくらまつりね、去年も中止、今年も中止っていうことになれば、この松前の一つの柱である観光に大きな支障を来すと。ですから、何とか今回は実施したいっていう希望もあったと。当然、その背景には、今言ったような考え方もそうですけれども、沈んだ経済状態を少しでも底上げしていきたいっていう考え方も、そういう人方も理解はします。だから、リスクを覚悟で参加するって人、おりました。リスクがどうして覚悟しなければいけないかっていうことは、当然こういう状況ですから、期待してる観光客はどの程度来るかっていう不安はつきまといますよね。

それからもう一つは、新しい形で売店を設置すると。従来の器具だとか設備だとか、あるいは許認可の関係だとかいろんなものが、改めてやらなければいけない部分が生じてくると、大きな投資が必要だと。にも関わらず、松前のことを考えて協力をしていくんですけども、今言うような感染症対策の1件3万円がはっきりわかるけども、自分達が売店を出して事業をするっていうことに対する支援ってのは、全く効果がない。感染防止という面では、一番肝心なところですから、効果がないという言い方は行きすぎかもしれませんけれども、事業を進める人方の収支バランスの面から、全く力にも何もなっていないんじゃないかなっていう意見が多いんですよ。しかしながら、松前のことを考えれば協力していかなければいけないのかなと、複雑な気持ちでいるんですけども、こういう面に対しては、町はどうするつもりですか。別に何か、そういう人方に対してはこういう支援を考えてますっていうものはあるんですか。町民に対する心配の解消と、そういう出店する人方にどういう形で力を貸していくか、その2点説明していただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) 1点目の町民の方への不安の解消ということになります。今回、さくらまつりを開催するにあたって、まず安全が第一だということは念頭におきながら、いろんな対策を講じてございます。

町民の方からも、目に見えてこういうことをやってるな、こういう対策をしてるなっていうことを、まずやっていかなきゃ駄目だろう。そのうえで公園の中での検温所の設置であったり、パトロールであったり、今回ウイズ・コロナに対する支援、のぼりを掲揚する、ステッカーを掲示することによって安全に対策とってるよといったことをわかるように、

町民の目にわかるように、これが第一の不安を払拭する一つの対策であろうというふうに考えてございます。

また、売店組合の支援の関係であります。今回、特に売店組合、出展者の方は、感染リスクを負ってでの参加ということになります。事業者の方にまずお伝えしたのは、開催期間が1週間、いつもの年よりも短くなりますよ。それと、期間中であっても緊急事態宣言、または道の集中対策期間によって行動が制限されるようなことがあった場合には、中止になります。そういった場合に、在庫を抱えるという部分での仕入れのリスク、更には今回は店頭販売ということで、屋外の飲食ということになりますので、天候によって、かなり集客も左右されるといった説明のうえで、今回参加の意向を確認してございます。

確かにご指摘のとおり、3万円の支援でじゃあ足りるかという話になれば、なかなか足りる話ではないと思います。とにかく、開催して、お客さんを受け入れることが、まず事業者にとっても一番の経済対策に繋がるのかなあとということで、何とか安全に開催して、集客を確保するということが、事業者の支援になろうかなというふうに考えてございますので、ご理解よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 1点目の町民に対する不安、心配の解消に対しては、できるだけ今言ったような形で進めていただきたいと思います。

2点目のね、このリスクを負って出店する、祭りに協力するっていう形なんですよね。そうしたものを考えた場合にはね、もう少し何か考えてやらなければいけない面があるんじゃないのかなと。明らかにね、課長だっておそらく観光客、平時であれば14、5万人の期間中の観光客ありますよね、来町、それが、こういうコロナの状態であれば、果たして半分なのか、3分の1なのか、これやってみないとわかんないですけども、そういう中で更に期間が短くなってしまうと。場合によっては、コロナの発生で心配事が生じたら、これ中止でしょ。そういうことを考えて、本当に大きなリスクを背負って盛り上げようとしてる人方にね、こういう場合はこういう考え方を持ってますよってぐらい、なければいけないっしょ、町の経済の底上げに対してリスクを背負って協力するって人方はね、このいただいた予算の範囲ではね、全くゼロに等しいですよ。ですから、それは別途なんか考えているのかって聞いてんだけど、課長の説明でわかるようなわからないような部分あるんだけどね、もう少し何か実のある話していただだけませんか、私3回目ですから、これで座りますけどね。もう一回答弁お願いします。

○議長(伊藤幸司君) 商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) 出展者の支援の関係です。梶谷議員おっしゃるとおり、事業者については、かなりリスクを負っての今回参加ということになります。支援金につきましては、3万円という枠の中で考えてございますので。

ただ、今回通常でしたら出店料、観光協会の方でいただいている出店料については、今回はなし、いただかないということに決めてございます。その他に、我々が協力できる部分、例えば出店にあたってのいろんな、何て言うんですか、テントの貸出であったり、通常は小屋でやりますから、テントの貸出だったり、そういった部分については、何かしらの協力はしていきたいというふうに考えてございます。いずれについても、売店組合とこれから出展者会議がありますので、この3万円以外にどんな支援ができるのか。主には労力だったり、そういう部分になろうかと思うんですけども、協議してまいりたいと思いますので、ご理解よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 他にありませんか。

7番工藤君。

○7番(工藤松子君) 私もウイズ・コロナの部分でお尋ねしたいと思います。のぼりやステッカーで安心ですよ、来てくださいっちゅう呼びかけはいいんですけども、どうやってコロナをストップするのか。今までのいろんな感染防止対策っちゅうのは、防災無線で流したりやってみましたんで、でも、それだけでストップできるのかな。主催者の方、出展者の方は一生懸命やってくれると思います。ところが、来町者っちゅうんですか、お客さんの方は浮かれてしまって、一杯飲んだり、ルール無視だとか、そういうものが出てくるんじゃないかってことが危惧されます。

山梨県なんかでは、県挙げて、30数項目にわたってチェックして、そしてステッカーを配る。配りっぱなしではなくて、ぬきうち検査もする、それから、そういう設備や何か不足したらお金も出してやる。そうやって万全の対策をしながら、あすこではどうぞ来てくださいっちゅうふうに宣伝をしている。だから、そこまで徹底した飲食店からお店の方へ指導ができるのか。何かこの予算だけで、さくらまつりの方は何とか切り抜けられるだろうけど、ウイズ・コロナ、これからずっと松前にお客さんを呼ぶための手段としては、これだけじゃあ、ただ来てくださいで終わってしまうんじゃないかっちゅうことを心配します。

○議長(伊藤幸司君) 商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) ただ今のご質問、のぼり、ステッカーでコロナをストップできるのかといった部分だと思います。その指導体制になるんですけども、今回、ウイズ・コロナ推進協議会、こちらは各団体を通じて、まず会員の募集を行います。その段階で、事務局が今回商工会になるんですけども、感染防止対策チェックシートというものを各店から挙げていただきます。それを事務局である商工会がいただいた後、各店舗に出向いて感染防止対策をちゃんととってるかどうかというのは、これはチェックしたうえで初めてステッカー、のぼりを公布するということになってますので、書面上だけではなくて、口頭の指導も含めてのステッカー、のぼりの掲示ということでご理解いただければと思います。

○議長(伊藤幸司君) 7番工藤君。

○7番(工藤松子君) スタートする部分でのことは良くわかりました。何か、山梨県の例だと飲食店の中で隣り合う席を一個ずつバツェンのシートを、札を貼ってなんかして、そこ固定してしまうんじゃないかと、お客さんの動き方によっては、しょっちゅうしょっちゅうお店の中でここに人が座ったらこっちの方ストップする、あっちで座ったらこっちをストップするっちゅうふうな、お店の人方も大分苦勞しながらシートを持って歩いてる、テレビで見た場面なんですけど、何かあすこは1メートルの間隔しかとってなかったんです、ちゃんとメジャー持って計ってましたけども。

でも、外国の方、フランスの例だと1メートルじゃなくて2メートル間隔とか。それから、外を歩く時も、それから何かで並んで順番を待つ場合もそのぐらいの間隔をとっていました。ですから、また変異株も出てきていることですし、これから今までのような距離感では、まだまだ足りないんじゃないかなって私は思いました。

それで、最初ステッカー渡す時はきちんと皆、組合の中で考えて計ったり、それからビニールシートあるとか、ついたてがあるとかが、そういうものまでちゃんと点検してくれるとは思いますが、抜き打ち検査っていうんですか、ちょこちょこやっついていかないと流されてしまうんじゃないかな。

それから、今度流行り出すのが変異株。そうすると、もっともっと大変なことになるん

じゃないか。そういうのを心配しております。

○議長(伊藤幸司君) 商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) 確かに工藤議員おっしゃるとおり、スタートは、それぞれ現場に行って指導したうえで、その対策を講じてきます。ウイズ・コロナ、これからの部分では、やはり継続的な監視は必要なのかなと思っております。そのために、今回会員になっていただいて、会員に対する周知方法がここで確立されるというのが一つ。もう一つは、今回ステッカーとのぼりを掲示するということは、町民の人が安全安心を確認してその店舗を利用するわけですから、町民の方の目が厳しくなると思います。ちゃんとやってるやってないという判断が、そういったものが事務局に苦情なり、そういった声も届くだろうというふうに思ってます。

まずは、町民の方の目が厳しくなるということが、今後の部分での対策の一つになるのかなあとということで取り組んでおりますので、ご理解よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 7番工藤君。

○7番(工藤松子君) 課としては、そういうことで頑張っていたと思いますが、町民に対する周知、その方も、ただ気がついた人がいろんな投稿してくるとか、苦情言ってくるだけでなく、こういうステッカー、のぼりを立てているお店を推奨しますから、どうぞ言って実際に取り組んでるかも見てくださいということ、町民にも伝えた方がいいと思います。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 答弁入りませんね。

他に。

5番福原君。

○5番(福原英夫君) 資料で、資料の16ページ、松前物産協会補助金、それと18ページの関係で。それですごくこの物産、人気あった事業だったと思うんですよね、去年は。それで、三本柱にしたんですよね。それで、もし応募が多かったら抽選になるのかっていうことだけなんです。それとも早い者勝ちなのかなあと。それをまず1点目。

その次に、この18ページの感染症防止対策、その中で一番下の感染症防止対策協議会補助金。この人達は独自に、イベントの時に巡回して指導したり、ちょっとここは駄目だなあっていうことを業者さんに指摘したりっていうの、そういう巡回活動もするのかなあと。この2点だけ。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 1点目の物産協会の補助金の関係でお答え申し上げます。応募が多かった場合の対処方法ですが、総額2千100万程度の予算を計上しております。ここに記載しているとおり、町外限定、町内限定、更にはファイターズ関係というふうなことで、あくまでも国の交付金を利用してやるものですから、その範囲内で収めていく考えでおります。

確かに去年もやったんですけども、かなり好評な部分あって、途中で、売れる売れないの部分もあったんですが、途中でもう売り切れっていうふうな形にさせていただいた経緯もあります。今年も同じような考えで、あくまでもこの予算、総体的な予算の範囲内でやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 2点目、商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) ウイズ・コロナ協議会の関係で、イベントでの巡回活動の話だったと思います。巡回活動については、計画にはございませんでした。ただ、組織の中に幹事会というものを設けてまして、推進状況はこの幹事会の中で確認するということ

にはなっております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) 1点目の関係、そうすつと先物勝ちと、言葉としては適切か不適切か、先物勝ちということですね。

それと2点目、巡回指導は今想定してないようではございますけれども、きつともって巡回指導というのは、結構効力を発揮しますんでね。やはり腕章付けて、またはのぼりを持ってね、公園の中、町の中を何班かに分かれて巡回指導も入れたらいいんでないかなと。まあ、検討してみてください。答弁をお願いします。

○議長(伊藤幸司君) 商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) 今後の徹底を図る意味でも、巡回指導については内部で検討を致します。

○議長(伊藤幸司君) 他にありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第23号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会宣告

---

○議長(伊藤幸司君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全て議了致しました。これをもって令和3年松前町議会第2回臨時会を閉会致します。

どうもご苦労様でした。

(閉会 午前11時21分)



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 西 川 敏 郎

署名議員 梶 谷 康 介